

所属所長 様

公立学校共済組合神奈川支部長

被扶養者の認定要件について（通知）

地方公務員等共済組合法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する被扶養者については、令和元年度まで居住地の要件がありませんでしたが、令和元年 5 月 22 日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、令和 2 年 4 月から新たに「日本国内に住所を有すること」が被扶養者の要件として追加されることになりました。

また、「日本国内に住所を有すること」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうかで判断し、「住民票」が日本国内にある者は、原則、国内居住要件を満たすこととされました。

については、今後、被扶養者の新規認定もしくは住所変更をする場合は、「住民票」により国内居住であることを各所属所で確認してください。

なお、現在被扶養者として認定されている方は、同封の「被扶養者国内居住要件確認一覧」の記載事項を裏面のとおり確認し、次の提出先まで提出してください。ただし、次の「国内居住要件の例外」に該当する場合は、証明書類等を添付することで被扶養者として認定することができます。

<国内居住要件の例外>

- 1 海外において留学する学生
- 2 海外に赴任する組合員に同行する者
- 3 観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- 4 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者
- 5 1 から 4 までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者

なお、今回の改正に伴い各様式を変更しています。各様式は公立学校共済組合神奈川支部ホームページからダウンロードしてご使用ください。

問合せ先・提出先
給付グループ
齋藤・佐野
電話 045-210-8179（直通）

国内居住要件の確認について

同封の「被扶養者国内居住要件確認一覧」に名前がある被扶養者は、住民票で記載事項を確認し、「被扶養者国内居住要件確認一覧」を給付グループまで提出してください。ただし、次の「国内居住要件の例外」に該当する場合は、次表記載の例外該当事由に該当する添付書類のいずれか一つを添付し「被扶養者国内居住要件確認一覧」と併せて給付グループに令和2年11月30日までに提出してください。

被扶養者	確認書類
国内に住民票がある者	住民票の写し 所属所の確認のみで、当共済組合への提出は不要です。

国内居住要件の例外（海外特例）に該当する場合の追加書類

例外該当事由	添付書類
①海外において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②海外に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者	共済組合に相談してください。 (日本国籍を有しない方で「医療滞在ビザ」や「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した場合は不可)

注) 例外該当事由の番号の添付書類いずれか一つを、共済組合に提出してください。

外国語で作成された書類の場合は「日本語の翻訳文」が必要です。その際は、翻訳者の署名も必要です。

国民年金第3号被保険者届について

国民年金第3号被保険者についても国内要件が追加されます。

次の1～4に該当する場合は届出が必要となります。

配偶者（20歳以上60歳未満の被扶養配偶者）が国内から出国又は海外から帰国したときは届出が必要です。

- 1 新規で国民年金第3号被保険者の資格を取得する方が海外特例に該当する場合
- 2 国民年金第3号被保険者の方が海外特例に該当し、出国する場合
- 3 国民年金第3号被保険者であって海外特例に該当している方が、帰国した場合
- 4 国民年金第3号被保険者であって海外特例に該当していた方が、海外に居住したまま海外特例に該当しなくなった場合。（被扶養者申告書により、取消の手続きを行ってください。）